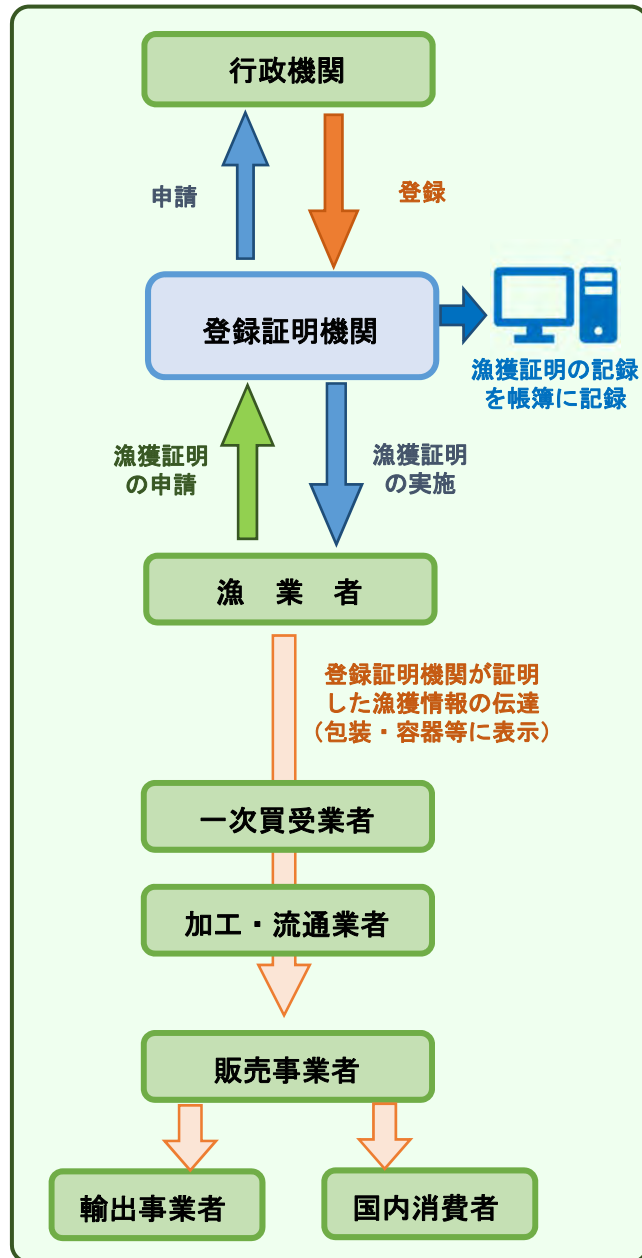


漁獲証明制度の検討方向（案）について

1 国内漁獲証明制度の基本イメージ



【制度の目的】

- ・ **水産資源の持続的な利用**を求める声が国内外で高まっている状況の中、生産面のみではなく流通面からも、適正な流通を確保し、水産資源の持続的な利用に寄与する仕組みの創設が必要。
- ・ **消費者が「顔の見える魚」を求める**ようになってきており、伝達する漁獲情報の信頼性・正確性の担保が必要。

○証明事項

- ・ **登録証明機関が行う証明は**、都道府県漁業調整規則を含む漁業法令を遵守していることが担保できる情報、又は、事業者若しくは消費者が購入時に求める情報である、**①魚種、②採捕者、③漁獲水域名又は水揚げ港、④漁獲量、⑤漁獲日** 等に対して実施することとしてはどうか。
- ・ **登録証明機関が漁獲証明を実施した際には**、当該**証明事項を帳簿に記録**することとしてはどうか。

○伝達方法

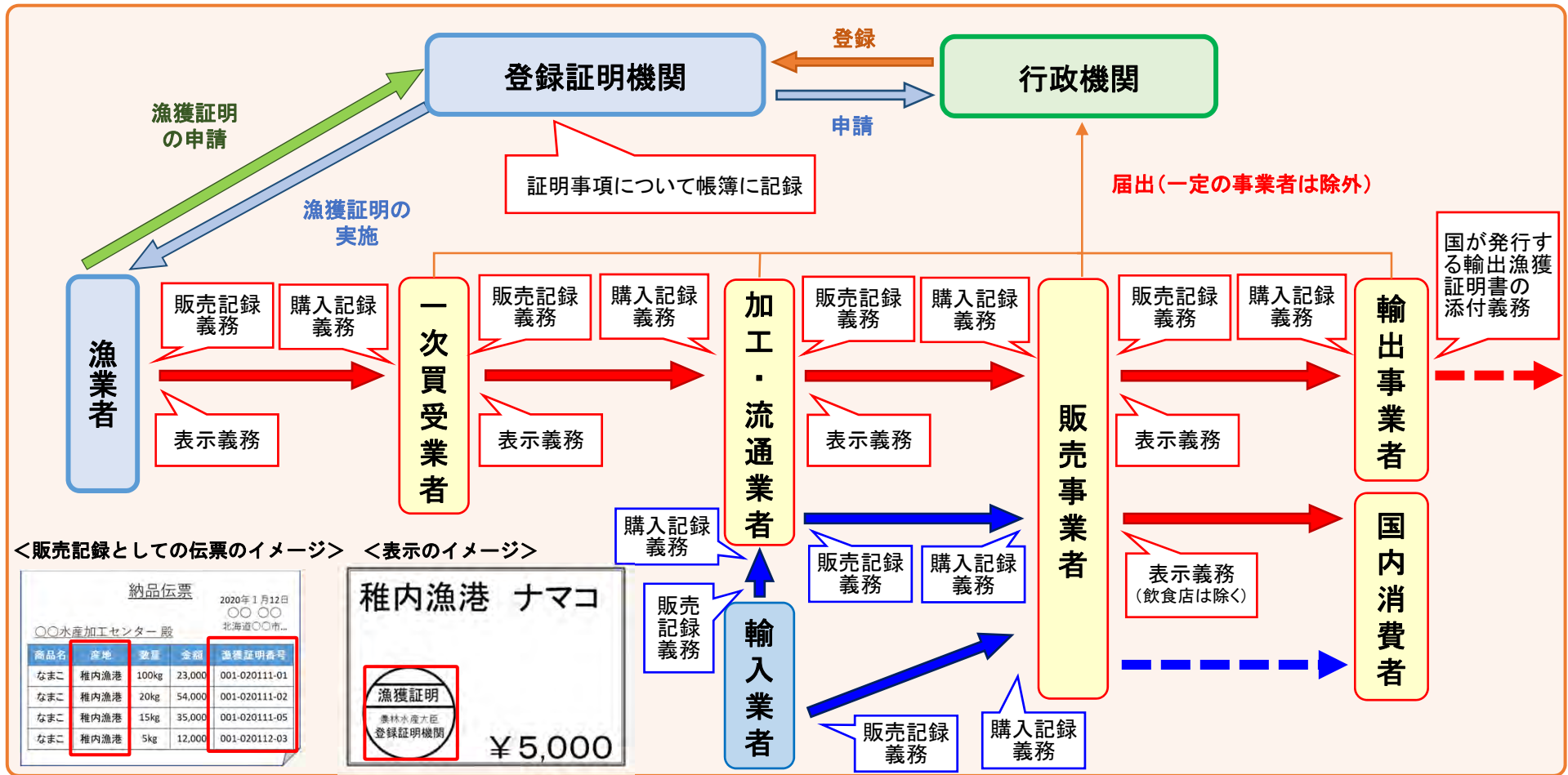
- ・ 水産物については、**現在も食品表示法により**、漁業者から販売事業者に至るまで、**名称(魚種)及び産地の表示**等を行うこととされていることを踏まえ、**この仕組みを活用し**、必要な表示事項を表示することとしてはどうか。

○表示事項

- ・ **①魚種、②産地(漁獲水域名又は水揚げ港)、③登録証明機関により証明済みであることを表示**することとしてはどうか。

2 指定水産動植物に係る仕組み

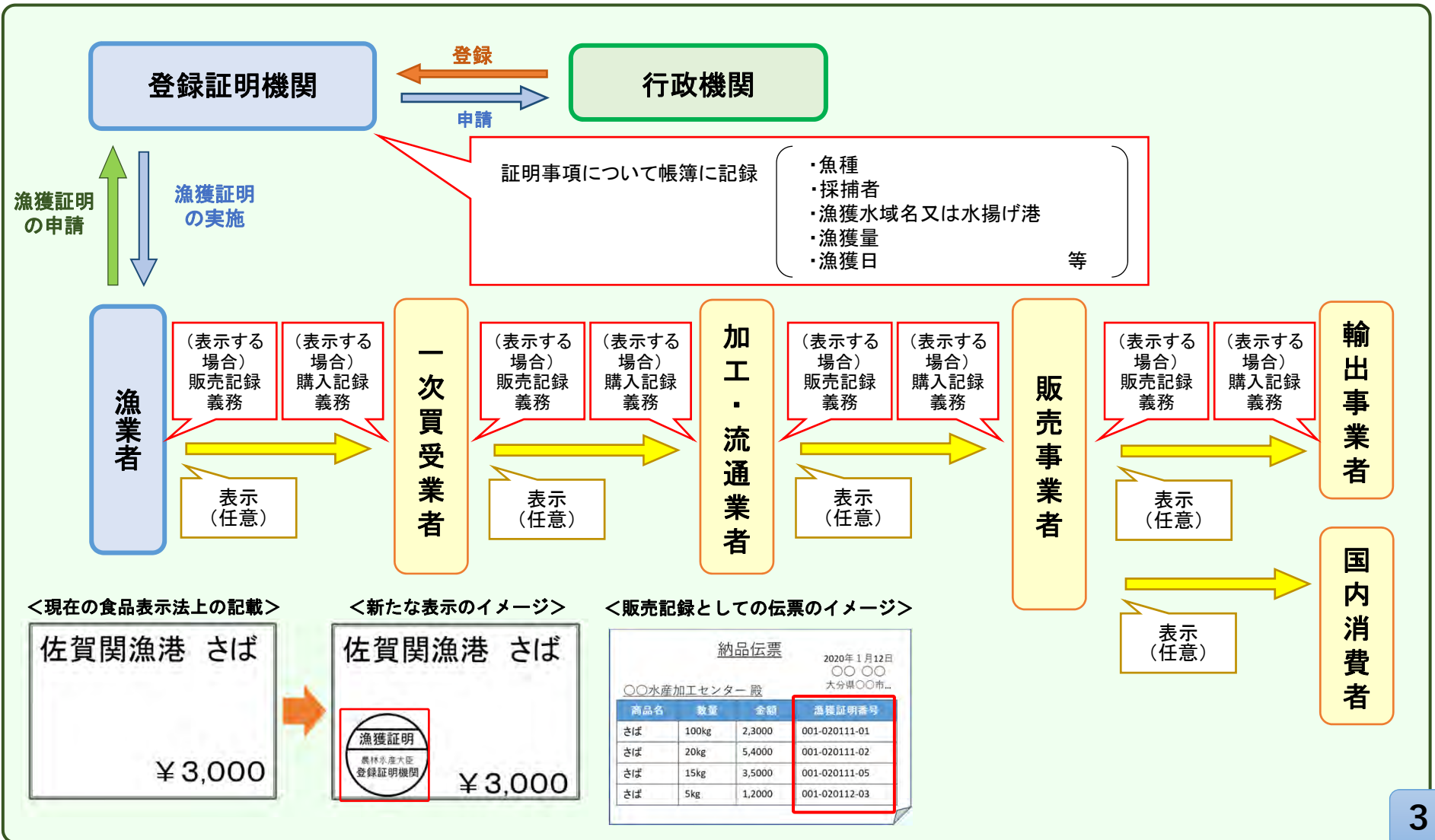
- **販売・購入記録の作成・保存**については、全取扱事業者（一般消費者に対する販売の場合を除く。）に義務付ける。なお、取引記録には、偽装表示等の問題が起こった際に事後的にトレースし、問題の発生源が特定しやすくなり、特にロットが統合・小分けされた際に、購入記録と販売記録の突合を容易とするため、**漁獲証明番号等の記載を義務付ける**こととしてはどうか。また、この場合、事業者の負担に配慮し、確定申告等のため全事業者が保存している取引伝票等に漁獲証明番号を記載する方法も取りうることとしてはどうか。
- **表示は、食品表示の仕組みを活用して伝達**することとし、水産物については、現も食品表示法により、魚種及び産地の表示が漁業者から販売事業者まで義務付けられていることから、これに加えて、**登録証明機関により漁獲証明済みであることを記載**することとしてはどうか。
- 制度を適切に監督できる運用体制を整えるため、**表示や取引記録の保存を行う取扱事業者**（一定の事業者は除く。）は**届出**を行うこととしてはどうか。



- 【留意事項】
- ※ 登録証明機関の対応能力は、立地や経緯、取引実態等に応じ、全国的に様々であることから、現場の実情に配慮した柔軟な対応について引き続き検討。
 - ※ 証明の発行や漁獲情報の伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的システムの構築について、制度導入に合わせて検討。

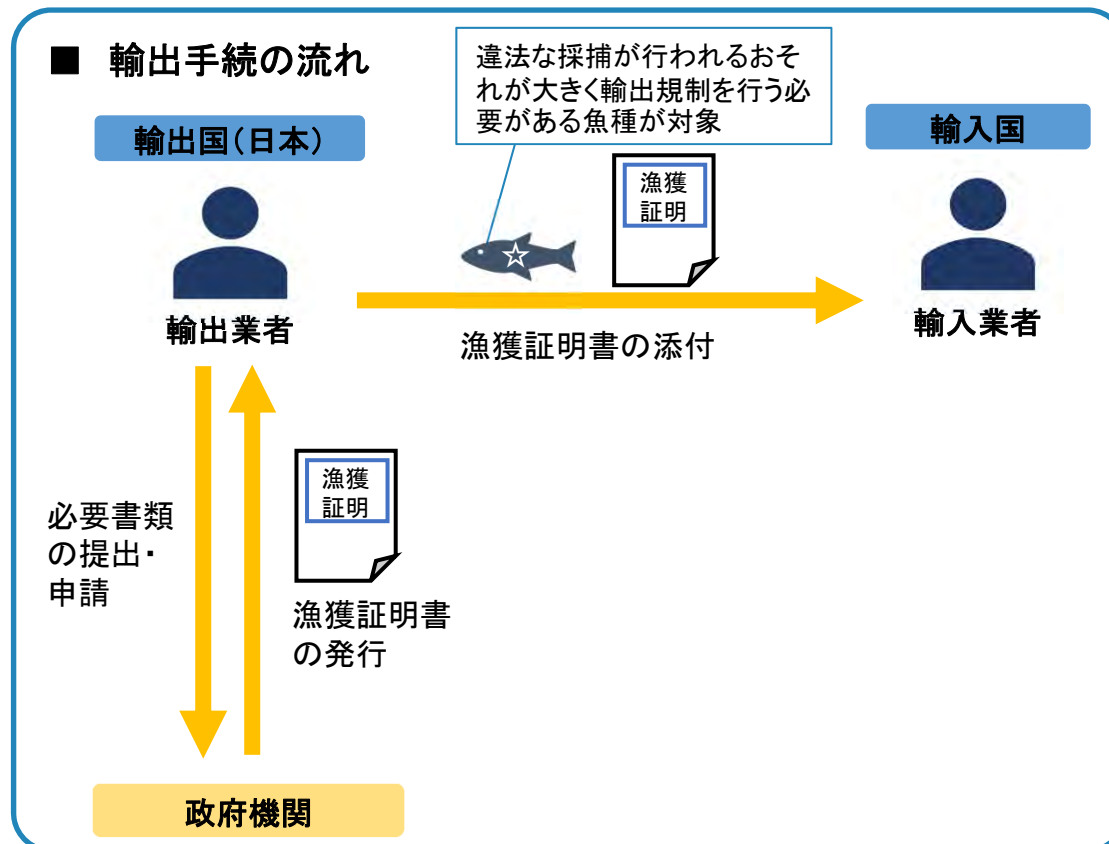
3 任意の漁獲証明の仕組み

- 漁業者からの任意の漁獲証明の申請に基づき、登録証明機関が証明し、漁獲証明済みであることを表示することを通じて、**適正に採捕された水産動植物の流通及び消費を促す**仕組みとしてはどうか。
- 偽装表示等の問題が起こった際に事後的にトレースし、問題の発生源が特定できるよう、**漁獲証明済みの表示を行う取扱事業者**に対して、漁獲証明番号等を記載した**販売・購入記録の作成・保存を義務付ける**こととしてはどうか。



4 指定輸出水産動植物に係る仕組み

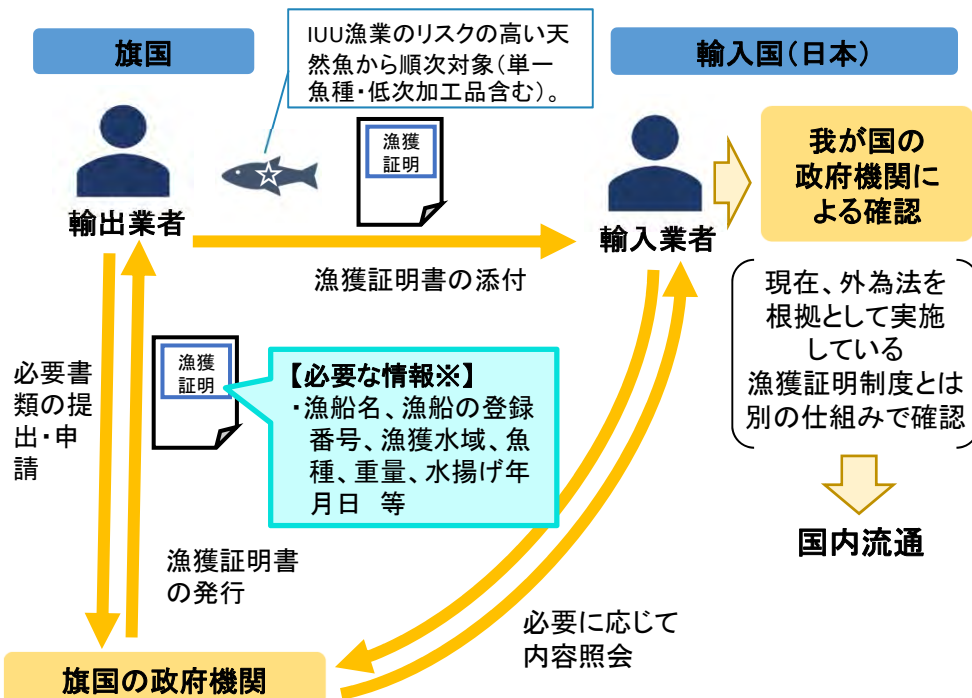
- 魚種によっては、違法漁獲物の多くが輸出されているものもあり、輸出の水際においても対策を行うことが必要。
具体的には、違法な採捕が行われるおそれが大きく輸出規制を行う必要がある魚種について、指定輸出水産動植物として農林水産大臣が指定し、我が国の行政機関が発行する漁獲証明書を添付していないものは輸出してはならないこととしてはどうか。
※ 指定輸出水産動植物の指定に当たっては、具体的な基準案を含め、有識者による検討を経ることを想定。
- 行政機関が漁獲証明書を発行するにあたっては、輸出事業者は当該指定輸出水産動植物が適正に漁獲されたことがわかる書類(指定水産動植物に該当する場合は漁獲証明番号)や売買関係書類(伝票等)等の必要書類を申請時に提出することとしてはどうか。



5 IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の流入を防ぐ仕組み

- 輸入手続に関する仕組みは、地域漁業管理機関で合意された国際約束に基づき、大西洋クロマグロ等について、現在、外為法を根拠として実施している漁獲証明制度とは、別途設けることとしてはどうか。
 具体的には、旗国の政府機関の関与により、漁獲情報の信頼性がより高められると考えられるため、EU及び韓国が採用している輸入時に漁獲証明書の添付を確認する仕組みをベースとしてはどうか。
- 輸入時に添付を求める漁獲証明書の報告事項としては、FAOの漁獲証明制度のための自主的ガイドライン及び欧米韓3カ国・地域の先行事例も踏まえ、「漁船名、漁船の登録番号、漁獲水域、魚種、重量、水揚げ年月日」としてはどうか。
- 内外無差別の観点から、対象魚種については、国内産にも漁獲証明書で求める内容と同様の報告を求める必要があるが、欧米韓3カ国同様、改正漁業法に基づき求める漁獲実績報告等をもって対応してはどうか。

■ 輸入手続の流れ



■ 国内産の漁獲物の報告について

